

## 令和4年度第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

1. 日 時 令和5年2月7日（火）午後1時35分から午後3時10分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員  
事務局 経営管理部長  
契約検査課長  
契約検査課副主幹兼契約係長  
契約検査課課長補佐兼検査係長  
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告  
(2) 抽出事案についての審議  
(3) その他
5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】 (副委員長)	事務局から報告をお願いする。
(事務局)	令和4年7月1日から12月31日までの6か月間の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する 総契約件数が135件、契約金額は31億8,898万5,393円である。内訳として、条件付一般競争入札が32件、契約金額は23億9,196万1,000円。指名競争入札が103件、契約金額は7億9,702万4,393円である。落札率の欄はそれぞれの平均値である。全体の平均落札率は95.64%、条件付一般競争入札では95.85%、指名競争入札では95.58%であった。 令和4年7月1日から12月31日の期間における指名停止は3件、4者であった。1件目は、元使用人が官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害罪で起訴されたことによるもの。2件目は、使用人が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことによるもの。3件目は、特定建設工事共同企業体が起こした工事関係者事故が、安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当するものである。 建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。
<質疑応答> (委員)	落札率が90数%前後であり、入札制度として順調に運用さ

れているという感想である。

入札参加資格がないための無効が条件付一般競争入札で2件、指名競争入札で1件あった。条件付一般競争に参加する会社というのは、地域において比較的規模の大きい会社だと思われる。このようなミスを起こすというのは考えられない。入札に参加するにあたって、会社から見れば、コストがゼロではなくて、それなりの労力がある作業をやっているはずである。応札するにあたって、コストが無駄にならないよう、さらに注意喚起をお願いしたい

(事務局)

庁舎の新築に係る工事3件を同時に行った。3件ともJVである。JVの入札に参加するには、事前に参加申請することになっている。無効となった業者については、担当者のミスで、申請をしていない工事に応札してしまったため、無効にせざるを得ない。業者も間違っただけに気づいておらず、なぜ無効なのか問い合わせに来庁した。そのときに、業者も痛手だろうが、市にとっても痛手となるので、今後は十分気をつけるよう指導した。

(委員)

内容の大きい工事になればなるほど、積算に手間がかかる。JVの1件については、間違いのない応札をしていれば、場合によっては落札できたかもしれない。非常にもったいないことである。

(委員)

工事名が非常に紛らわしいため、誤入札が生じる気がする。市としても、発注の際に工事名を識別しやすいよう、名称を工夫してみる必要があるのではないか。

(事務局)

市でも検討材料に上がっている。今後、業者が間違いを起こさないような形を検討していきたい。

<審議結果>

～了承～

【議題(2)】

(副委員長)

抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

(委員)

今回抽出した4件について、抽出理由を説明する。条件付一般競争入札について、1つ目は「公共下水道枝線築造工事(岩舟町第4処理分区 第1工区)」。この工事は入札者がなく不調になった工事の再入札である。なぜこの工事が不調に終わったのか、再入札にあたってどのような点を変更したのかを知りたい。2つ目は「(仮称)都賀総合支所複合施設新築工事」。先ほども話題になったが、高額案件であること、共同企業体による応札という形だが、参加者が少ないことから抽出した。

指名競争入札について、1つ目は「市道14347号線 側溝修繕工事」。4者辞退と辞退者が多かった理由を知りたい。関連して、「市道2051号線側溝修繕工事」。施工箇所は異なるが、同様の工事の不調に終わっているため、理由を知りたい。

2つ目は、「市道31207号線 舗装補修工事」。これも再入札案件であり、なぜ不調に終わったのか、再入札にあたってどのような変更をしたのかを知りたい。

(副委員長) 審議については、1件ずつ進める。抽出事案①について事務局から説明をお願いする。

(事務局) 抽出事案①「公共下水道枝線築造工事（岩舟町第4処理分区第1工区）」について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、予定価格、低入札調査基準価格）～

不調となった理由として、この工事は軌道下の地中を掘り進める推進工という方法により下水道管を敷設する工事で、コスト削減の観点から、推進工を行う区間について、鉄道の軌道下については夜間に、それ以外については昼間に行うなど細かく区間を分けたこと、また、鉄道の軌道下の工事であるため、軌道監視員が必要となるが、監視業務が可能な作業員の単価が特殊で、見積により積算しなければならず、市と事業者の積算に差が生じたことから不調になったと思われる。再入札の際には、推進工を行う区間は全て夜間施工に変え、軌道監視員の単価については、市が積算した際の見積単価を公表した。

<質疑応答>

(副委員長) 予定価格を引き上げたということか。

(事務局) そうである。

(委員) この工事が不調に終わったのは、予定価格が低いからだ。ただ、実際の落札額は、当初の予定価格より低い。整合性がとれない。

(事務局) 監視員の単価が分からない中で、応札を控えてしまったのかもしれない。入札に際しては、入札書だけではなく、積算内訳書の提出を求める。単価が分からない中で、積算内訳書を作成しづらかったと思われる。

(委員) ごく稀だろうが、不調の事案が出たとき、市として理由を検討するというような慣例や、システムというのはあるか。それともその時々判断で済ましているのか。

(事務局) 不調案件が出た場合、まず事業主管課に、もう1回設計を見直してもらい、一般競争入札の場合、応札可能業者というのが分かっているため、主管課で、応札可能業者の方に確認を取ったりする。設計に間違いがなければ、指名競争入札の場合は、指名業者を入れ替えるということで現在是对応している。

(委員) 個別的に対応しているということで、こういう案件が出たら市としてはこういうことをチェックする、といったマニュアル的なものがあるわけではないのか。

(事務局) 工事ごとに設計が違うので、まずは主管課に原因を探ってもらい、設計書をもう一度精査してもらおうということで、個別対応としている。

(委員) 入札前に業者から、単価設定が分からないなど、問い合わせはあるのか。

(事務局) 単価抜きの設計書を公開しているので、疑問点があれば業者から質問が来る。回答できるものは回答する。不調になった案件については、業者から質問が来なかったので、役所としては応札してくれるだろうということで当日を迎えた。もし事前に質問してもらえれば、違った展開になったかもしれない。

(事務局) 確かに、1回目の入札での予定価格より、再入札の契約額が低いということで、客観的に見て不自然さは否めない。その理由は、一部に積算しづらいものがあつたからで、それが理由だとすると、事前にその辺りを業者に説明する機会があつてしかるべきだつたと思う。それが無いから、ある意味二度手間になってしまった。価格のみで競争ができるような下地があつて初めて入札が機能し、適正な入札が執行できる、一部に不透明な部分があつたことで、入札がある意味妨げられてしまったとすると、その辺りに改善の余地があると思うので、検討したい。

<審議結果>

～抽出事案①了承～

(副委員長) 抽出事案②について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 審議事項②「(仮称)都賀総合支所複合施設新築工事」について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、予定価格、低入札調査基準価格）～

この工事については、大規模建築物で、技術的な難易度の高い工事であるために、複数の市内業者の技術力を結集させ、安定的な施工を確保するために、特定JVによる施工とした。工の内容や規模から入札参加要件を定めたところ、入札に参加できる特定JVは、最大で8特定JVであった。入札参加の要件を、地元企業の育成や受注機会の確保の観点から市内業者としたことや、大規模建築物で、技術的難易度の高い工事であることから、それに対応できる格付け等を設定し、また入札参加形態を特定JVとしたことで、JVを結成するにあたり、それぞれの業者の相性等もあることから、入札参加業者は2特定JVになったと思われる。

<質疑応答>

- (委員) 大型工事である。工期はどれほどか。
- (事務局) 572日、令和6年7月までである。
- (委員) 今、円安やウクライナ問題で、建設資材に限らず物価の上昇がある。長期工事の場合、資材等が高値、値上がり傾向にあるとき、途中で契約変更、金額変更するという制度はあるか。
- (事務局) 議会でもそのような質問があった。工事の標準約款の中にスライド条項という、資材の大幅な値上がりやインフレ等に対応する条項がある。スライド条項を適用し、あるいは適用せずとも変更契約について柔軟に対応していきたい。
- (委員) スライド条項というのは、具体的な数字が記載された条項になっていないということか。何%以上アップした場合は、どのように具体的ではないということでしょうか。
- (事務局) 一定の要件が定まっている。全ての工事が約款にあるスライド条項を適用できるかという点、実はなかなか適用しづらい。例えば、工期がある程度長くないと対象にならない。いつまでに終わらせなければいけない、値上がり率がどのくらい、というような基準がいくつかあると記憶している。すぐに終わってしまうような工事は、少し使いづらい。この工事は1年半に及ぶような工事なので。その間に値上がりが大きき場合には、スライド条項を適用して変更契約ができると思う。
- (副委員長) 参加業者が2者にとどまり、先ほどの説明では、事業自体も大きく、業者同士の相性等いろいろ難しい問題があるという話だった。2、3者ぐらいしか参加しないだろうというのは、市側の方である程度の予測はついたか。それとも、開札するまで何者応札してくるか分からないという状況だったのか。
- (事務局) 1者は間違っって他の工事に応札してしまったため、それがなければ3者応札していたはずである。栃木市にとって目玉事業なので、最大の8者までいかなくても、5者ぐらいは参加してもらえと思っていた。
- (副委員長) 過去の例などで、参加業者が集まるかどうか、不安に思うような事案もあると思うが、競争入札は、理想としては参加業者が多い方がいいわけで、何か工夫をするということはあるか。
- (事務局) 数を確保するために、市外業者を参加させるのかということ、やはり地元経済を活性化させるために、市内業者にお願いして、市内の経済を循環させたいという思いがある。ただ、そうは言っても競争性を確保しなくてはならない、透明性も確保しなくてはならない、公正性も確保しなくてはならない。非常に悩ましい問題である。

(委員)	特定JVの形態ということで、理由として、大規模で技術的に難しいからという説明があった。鉄筋コンクリート2階建てで、複合施設とはいえそれほど複雑な建築物には思えない。こういった点で技術的に難しいのか。
(事務局)	栃木市建設共同企業体取扱要領の中で、おおむね3億円以上の建築工事については、共同企業体を使って発注するという事になっている。
(委員)	特に技術的に難易度が高いわけではないのか。図書館や体育館施設ではあるが。
(事務局)	旧都賀町には、ハートホールという文化会館がかつてあった。この総合支所は、いわゆる出張所機能だけではなく、文化会館的な、柱のない大ホールのような機能と、図書館機能も持たせるという話を聞いている、単なる支所、出張所の建物ではなく、技術的な難易度も、事務室的な建物よりはあると思う。
(事務局)	確かに建物自体はRC造2階建てで、決して特殊な建物ではない。落札した業者が栃木市でトップクラスの大きな事業所ということもない。10億円を超える額、これは栃木市で発注する案件としては非常に高額で、事業者にとって非常に魅力的であると思う。にもかかわらず、2JVからしか応札がなかったというのは期待外れという感は否めない。もう少し競争があれば、契約額も低く抑えられるという期待もあっただけに、残念である。
(委員)	10億円規模の施設というのは、地元業者としてはちょうどいい規模の工事ではある。ちなみに、国庫補助金等をついたのか。全て市単独ではないと思う。
(事務局)	合併特例債である。
<審議結果>	～抽出事案②了承～
(副委員長)	抽出事案③「市道14347号線 側溝修繕工事」について事務局から説明をお願いします。
(事務局)	抽出事案③「市道14347号線 側溝修繕工事」について資料に基づき説明。 ～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～ 指名した5者のうち4者が辞退した理由については、予定価格と業者が積算した価格の折り合いがつかなかったことや、業者が受注している工事件数により、工事現場に配置できる技術者がいなかったことなどで辞退し、受注した業者については、

工事箇所からの業者の営業所までの距離が近くであったことから受注意欲が高かったものかと思われる。類似工事の「市道2051号線 側溝修繕工事」が不調になったことについても同様の理由だと思われる。なお、この工事については、指名業者を変えて再入札を行ったところ、落札者が決定している。

<審議結果>

～抽出事案③了承～

(副委員長) 抽出事案④「市道31207号線 舗装補修工事」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④「市道31207号線 舗装補修工事」について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

不調になったことにより再入札を行った案件である。不調の理由は、設計書において、この工事の道路幅員が狭いにも関わらず、それに見合った建設機械で積算をしていなかったため、予定価格と業者の積算した価格の折り合いがつかなかったためと思われる。再入札の際は、小型の機械や人力での施工へ設計を変更して積算した。

(委員) この件については、予定価格が50%以上アップしている。これは、先ほど説明があった、大型ではなく小型の機械を、あるいは人力での対応を進めなくてはいけないということで、50%以上のアップになったということか。

(事務局) そのとおりである。ダンプトラックで言えば、2トン車クラスしか入れないところを、10トン車クラスで積算したということである。当然、10トンのダンプトラックの方が割安になる。ロードローラーも当初、大型のもので見ていたが、実際現場では小型のものしか入れないということであった。この他にも、モーターグレーダーの使用を当初見ていたが、現場には入れないということで、人力での作業になったということである。

(委員) 当初の市の設計が、現場にあっていなかったということではないか。

(事務局) そうということになる。

(委員) 最初の案件で、積算が難しいから応札しないという話があった。実態に合っていないことを市が要求したことについて、業者からの声を吸い上げる体制は整っていないということか。

(事務局) 事業主管課の考えとしては、質問期間内に質問をもらえれば、一旦入札を取り下げ、再度見直して入札し直すという方法も取

れたということである。業者の立場とすると、よく現場を見たいという設計を組んでほしいということになると思う。

(委員) 質問期間は通常どのくらいあるのか。

(事務局) 指名通知を出してから3日間ぐらいである。

(委員) 質問期間が短くて出す余裕がない状況だと、市もその辺のずれを知る機会が減ってしまう。何か工夫する必要がある。

(事務局) 我々としても、不調にはしたくない。もし今の期間では十分ではないということであれば、検討したい。

(委員) 質問期間中に質問がくることは多いのか。

(事務局) 案件による。

～抽出事案④了承～

(副委員長) 次に「(3) 県内各市町の落札率について」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回の委員会の際に、一般競争入札の状況についての対象要件の一覧表を配布した。その際に、落札率の状況はについて話が出た。それを調べて一覧表にしたものが、資料3である。一定の法則性はないと思われる。

(委員) 県内の他の市町に照会したものであり、貴重な資料である。地域差がある。

～終了～